

埼玉県地域クラブ活動等指導者人材バンク設置要綱

(設置)

第1条 県内公立中学校の学校部活動（以下「部活動」という。）の地域連携や休日の部活動の地域クラブ活動への移行を推進し、子どもたちの豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するため、部活動指導経験を有する退職教職員を活用して広域にわたり指導者を確保し、市町村及び市町村教育委員会（以下「市町村等」という。）の求めに応じて指導者を紹介するマッチング機能としての役割を果たすことを主な目的として、埼玉県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に、埼玉県地域クラブ活動等指導者人材バンク（以下「指導者人材バンク」という。）を設置する。

(指導者人材バンクの種類)

第2条 指導者人材バンクは以下の種類を設置する。

- (1) 埼玉県地域クラブ活動等指導者人材バンク（スポーツ）
- (2) 埼玉県地域クラブ活動等指導者人材バンク（文化芸術）

(業務)

第3条 県教育委員会が実施する指導者人材バンクに係る主な業務は、次のとおりとする。

- (1) 指導者の登録に関すること。
- (2) 指導者に係る情報提供に関すること
- (3) 市町村等との連絡調整に関すること
- (4) その他前条にかかげる目的を達成するために必要と認められること

(庶務)

第4条 指導者人材バンクに関する庶務全般を担当する課は次のとおりとする。

- (1) 埼玉県地域クラブ活動等指導者人材バンク（スポーツ）は、埼玉県教育局県立学校部保健体育課において担当する。
- (2) 埼玉県地域クラブ活動等指導者人材バンク（文化芸術）は、埼玉県教育局市町村支援部義務教育指導課において担当する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、指導者人材バンクの業務に関して必要な事項は別に定める。

付則

この要綱は、令和6年3月13日から施行する